

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月13日

【四半期会計期間】 第22期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社ペルセウスプロテオミクス

【英訳名】 Perseus Proteomics Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 横川 拓哉

【本店の所在の場所】 東京都目黒区駒場四丁目7番6号

【電話番号】 03-5738-1705(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 鈴川 信一

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区駒場四丁目7番6号

【電話番号】 03-5738-1705(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 鈴川 信一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期 第1四半期累計期間	第21期
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	15,799	67,947
経常損失()	(千円)	134,707	410,107
四半期(当期)純損失()	(千円)	141,006	413,216
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	1,924,660	604,000
発行済株式総数	(株)	11,686,400	8,386,400
純資産額	(千円)	3,584,026	1,083,713
総資産額	(千円)	3,628,936	1,118,626
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	16.12	59.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)		
1株当たり配当額	(円)		
自己資本比率	(%)	98.68	96.61

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第21期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第21期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第21期におきましては潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、第22期第1四半期累計期間におきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、無配のため、記載しておりません。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における世界経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。ワクチンの接種が進む一方、変異株による感染症の再拡大も懸念されております。

当社が属する医薬品業界におきましては、こうした新たな感染症への対策とともに、がんや認知症等、世界的に患者数が増えている疾患の治療法の確立が、継続的な重要課題になっております。このような状況下、当社は創薬領域を中心に、事業の積極的な推進を図りました。各領域における当第1四半期累計期間の事業活動の概況は次のとおりです。

創薬

当社の効率的な抗体取得プラットフォームを活用し、アンメット・メディカル・ニーズを満たすべく、主にがん領域で抗体開発を進めております。シーズ探索で得られた候補抗体のうち、多面的な検討から先ず選別されたGPC3、CDH3、トランスフェリン受容体をそれぞれ標的とする抗体のパイプライン4本を有しており、これに続く多くの候補抗体が研究開発段階にあります。当社のパイプラインの開発状況は次のとおりです。なお、当第1四半期累計期間における創薬の売上はありませんでした。

a . PPMX-T002

PPMX-T002は細胞間接着因子と考えられているCDH3を標的としています。2011年に当社と実施許諾契約を締結した富士フイルム株式会社（以下富士フイルム社）によって、放射性同位体（RI）を標識した抗がん剤として開発が進められています。進行性固形がん患者さんに対して、富士フイルム社が米国にて行った第Ⅰ相試験では、PPMX-T002の抗体が、投与された患者さんのがん組織に集積することが認められたほか、一部症例においては腫瘍の縮小が確認されました。2019年より第Ⅰ相試験を拡大し、最大耐用量で症例数を増やして、日本の厚生労働省の定める第Ⅰ相試験相当が実施されています。

さらに、2020年4月からは富士フイルム富山化学株式会社により、国内での第Ⅰ相試験も進められています。

b . PPMX-T003

PPMX-T003は、当社独自のファージライブラリ及びスクリーニング技術であるICOS法を用いたファージディスプレイ法により取得したユニークな完全ヒト抗体であり、トランスフェリン受容体(TfR)を標的とします。TfRは細胞内への鉄の取り込みに関与しており、増殖が盛ながん細胞に多く発現しています。本抗体がTfRに結合すると、がん細胞内への鉄の取り込みを阻害し、それによってがん細胞の増殖を抑制する抗腫瘍効果が得られます。PPMX-T003は、その増殖抑制効果から様々ながんに対する治療効果が期待できると考えられ、鋭意開発を進めております。

TfRは、赤血球の元である赤芽球細胞にも多く発現しています。このため、赤血球が異常に増える疾患である真性多血症（PV）に対して、赤血球数を正常化する効果が期待されることから、まずはPVの治療薬を目指して、2019年11月に国内で第Ⅰ相試験を開始いたしました。2021年3月には、健常人での安全性とともに、赤芽球の減少が確認できたことから、次のステップとしてPV患者さんでの第Ⅰ相試験を実施するため、2021年5月31日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構に治験計画届を提出いたしました。

さらに、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫等の血液がん及び固形がんに対する治療薬としての作用機序を明確化するため、国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学、学校法人藤田学園 藤田医科大学及び国立大学法人 群馬大学と共同で臨床効果に関する創薬研究を推進しております。

c . PPMX-T004

PPMX-T004は、PPMX-T002と同じCDH3を標的としており、薬物を標識した抗体薬物複合体(ADC)をコンセプトとしています。ADCは抗体に標識した薬物を細胞内に取り込ませることで、対象とした細胞を特異的に殺傷することができるため、患者さん自身の免疫機能の状態に関わらず高い臨床効果が期待できます。また、RIを使用していないため、使用する設備の制約も受けません。なお、導出先との契約により、開発状況は開示しておりません。

d . PPMX-T001

PPMX-T001は、肝臓がんで高い発現率が見られるGPC3を標的としています。2006年に特許を受ける権利等を譲渡した中外製薬株式会社によって、肝臓がん等治療薬として「GC33」及び「ERY974」という2種類の異なる形態での薬剤開発が進められています。GC33は、単剤は第Ⅰ相試験で患者さんでの有効性が確認されましたが、第Ⅱ相試験は、主要評価項目が未達となり、現在、試験は実施されておりません。一方、免疫療法薬のアテゾリズマブとの併用による第Ⅱ相試験では、患者さんでの有効性が確認されたことが学会で発表されており、また、ERY974(抗GPC3-抗CD3)は、2つの標的に同時に結合することができるバイスペシフィック抗体で、米国及び欧州での第Ⅱ相試験が2019年8月に終了し、現在は国内で第Ⅰ相試験が進められております。さらに、日本及び台湾でERY974とアテゾリズマブ及び血管新生阻害剤のベバシズマブ併用の第Ⅱ相臨床試験も開始されております。

抗体研究支援

当第1四半期累計期間における抗体研究支援の売上はありませんでした。

抗体・試薬販売

研究用抗体の販売は、ほぼ計画通りに進捗しました。また、PTX3測定キット(血管炎症マーカー)を用いた、新型コロナウイルス感染症による肺炎重症化予測診断キットの開発も進めております。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は15,799千円、営業損失は115,855千円、経常損失は134,707千円、四半期純損失は141,006千円となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等の適用による経営成績への影響はありません。

経営成績の分析については、次のとおりです。

(売上高)

当第1四半期累計期間における売上高は、抗体・試薬販売が、ほぼ計画通りに進捗し、15,799千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は、179千円となりました。この結果、当第1四半期累計期間の売上総利益は、15,619千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失、四半期純損失)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、131,475千円となりました。そのうち、研究開発費は69,805千円となりました。

この結果、営業損失は、115,855千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当第1四半期累計期間の営業外収益は、4千円となりました。主なものは、受取利息3千円であります。

当第1四半期累計期間の営業外費用は、18,856千円となりました。主なものは、上場関連費用9,531千円及び公募増資に係る租税公課9,244千円であります。

この結果、経常損失は、134,707千円となりました。

(特別利益、特別損失、当期純損失)

当第1四半期累計期間の特別利益の計上はありません。

当第1四半期累計期間の特別損失は、5,817千円となりました。当社の事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから、医薬品事業に係る固定資産の帳簿価額の回収可能額をゼロとし、帳簿価額と備忘価額との差額5,817千円を減損損失として特別損失に計上しました。

これらの結果を受け、当第1四半期累計期間の四半期純損失は、141,006千円となりました。

なお、セグメントの業績については、当社の事業セグメントは医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ2,510,310千円増加し、3,628,936千円となりました。

主な要因は、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資により調達した現金及び預金2,641,320千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ9,997千円増加し、44,910千円となりました。

主な要因は、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う主幹事証券会社等への未払金の増加によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ2,500,313千円増加し、3,584,026千円となりました。

四半期純損失141,006千円の計上により利益剰余金が減少した一方、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ1,320,660千円増加したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りに記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、69,805千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の主な研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,686,400	11,686,400	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	11,686,400	11,686,400		

(注) 当社株式は2021年6月22日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年6月21日 (注)	3,300,000	11,686,400	1,320,660	1,924,660	1,320,660	2,210,549

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格	870円
引受価額	800.40円
資本組入額	400.20円
払込金総額	2,641,320千円

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、2021年5月19日提出の有価証券届出書の記載（2021年4月30日現在）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,386,300	83,863	
単元未満株式	普通株式 100		
発行済株式総数	8,386,400		
総株主の議決権		83,863	

(注) 東京証券取引所マザーズ市場への株式上場にあたり実施した2021年6月21日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式総数が3,300,000株増加しておりますが、上記株式数及び議決権の数は、当該発行前の数値を記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4．最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,069,300	3,589,825
売掛金	8,750	7,277
製品	879	896
貯蔵品	1,036	1,038
前払費用	4,554	13,072
未収消費税等	21,907	6,854
その他	2,473	247
流動資産合計	1,108,901	3,619,212
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	9,724	9,724
固定資産合計	9,724	9,724
資産合計	1,118,626	3,628,936
負債の部		
流動負債		
未払金	21,906	31,187
未払費用	8,588	6,124
未払法人税等	2,774	5,850
預り金	1,643	1,746
流動負債合計	34,912	44,910
負債合計	34,912	44,910
純資産の部		
株主資本		
資本金	604,000	1,924,660
資本剰余金	889,889	2,210,549
利益剰余金	413,216	554,223
株主資本合計	1,080,673	3,580,986
新株予約権	3,040	3,040
純資産合計	1,083,713	3,584,026
負債純資産合計	1,118,626	3,628,936

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	15,799
売上原価	179
売上総利益	15,619
販売費及び一般管理費	
研究開発費	69,805
その他	61,669
販売費及び一般管理費合計	131,475
営業損失()	115,855
営業外収益	
受取利息	3
その他	0
営業外収益合計	4
営業外費用	
上場関連費用	9,531
租税公課	9,244
為替差損	80
営業外費用合計	18,856
経常損失()	134,707
特別損失	
減損損失	5,817
特別損失合計	5,817
税引前四半期純損失()	140,525
法人税、住民税及び事業税	481
法人税等合計	481
四半期純損失()	141,006

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

なお、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって四半期貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	378千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年6月22日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場に当たり2021年6月21日を払込期日とする公募(ブックビルディング方式による募集)による新株式の発行3,300,000株により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,320,660千円増加しております。

この結果、当第1四半期会計期間末において、資本金が1,924,660千円、資本剰余金が2,210,549千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりません。

(収益認識関係)

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

財又はサービスの種類別の内訳

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
創薬	千円
抗体研究支援	〃
抗体・試薬販売	15,799 〃
顧客との契約から生じる収益	15,799千円
外部顧客への売上高	15,799千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	16円12銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失()(千円)	141,006
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	141,006
普通株式の期中平均株式数(株)	8,749,037
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 8月13日

株式会社ベルセウスプロテオミクス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 伸 幸

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベルセウスプロテオミクスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベルセウスプロテオミクスの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。